

**第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画**

**すくすく子育て笑顔プラン  
in Fusso  
＜中間見直し＞（案）**

令和5年 月

**愛知県 扶桑町**



# 目次

\*\*\*\*\*

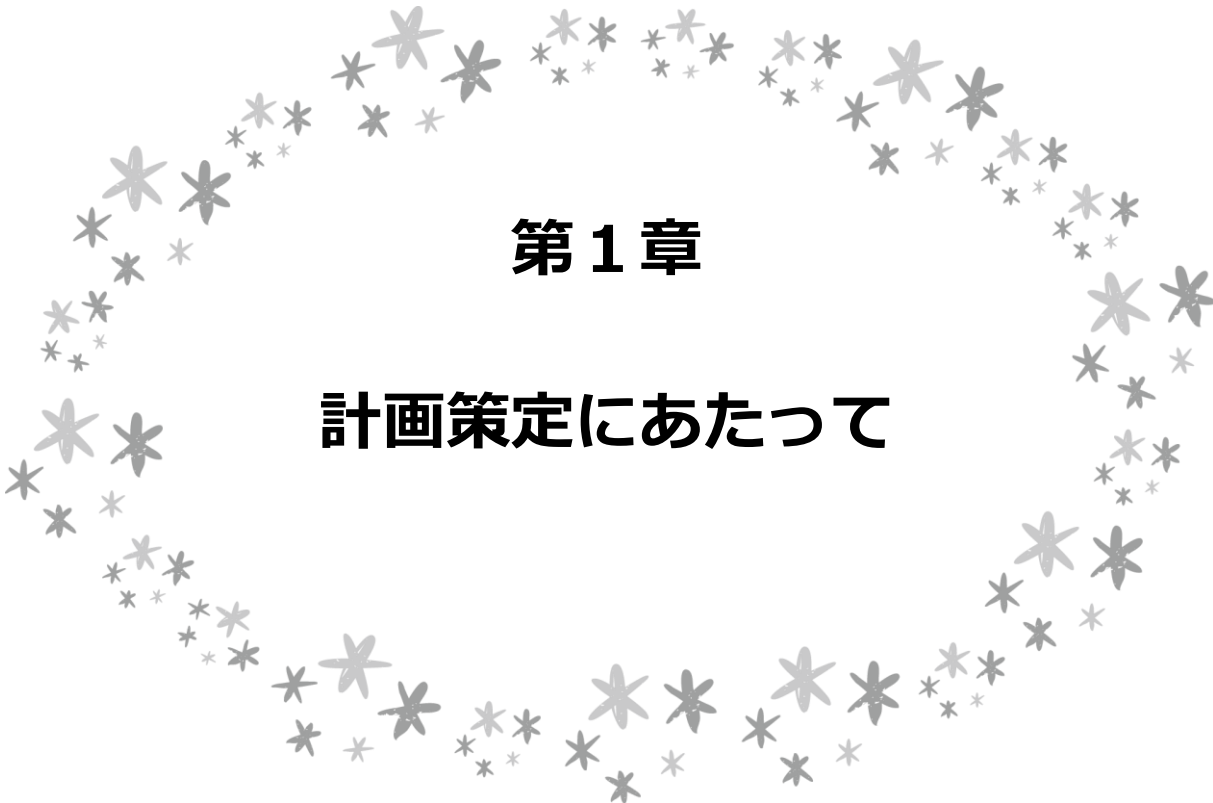
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 趣旨と背景.....	3
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制とニーズの把握.....	7
5 制度改正等のポイント.....	8
6 中間見直しについて.....	9
第2章 扶桑町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題《略》.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	13
1 基本理念.....	15
2 基本方針.....	16
3 基本目標.....	18
基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり.....	18
基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり.....	18
基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり.....	19
基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり.....	19
4 施策体系.....	20
第4章 施策の展開.....	21
基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり.....	23
基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり.....	30
基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり.....	39
基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり.....	43

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>45</b>
1 教育・保育提供区域 .....	47
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計 .....	47
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況 .....	53
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況 .....	57
5 総合的な子どもの放課後対策の推進と量の見込み及び確保の状況.....	70
6 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保 .....	72
7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保 .....	72
<b>第6章 計画の推進・評価体制</b> .....	<b>73</b>
1 計画の推進体制 .....	75
2 計画の公表及び周知 .....	75
3 計画の評価と進行管理 .....	76
<b>資料 編&lt;略&gt;</b> .....	<b>77</b>

\*\*\*\*\*



## 第1章

# 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 趣旨と背景

### (1) 少子化の現状

日本の合計特殊出生率は、第1次ベビーブームが過ぎた昭和25年頃から急速に低下を続け、平成17年に1.26となりました。平成25年の合計特殊出生率は1.43と少し上昇していますが、分母となる15歳から49歳の女性が減少しているため、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。全国的に進む少子高齢化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会をまねくとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

### (2) 国の取組

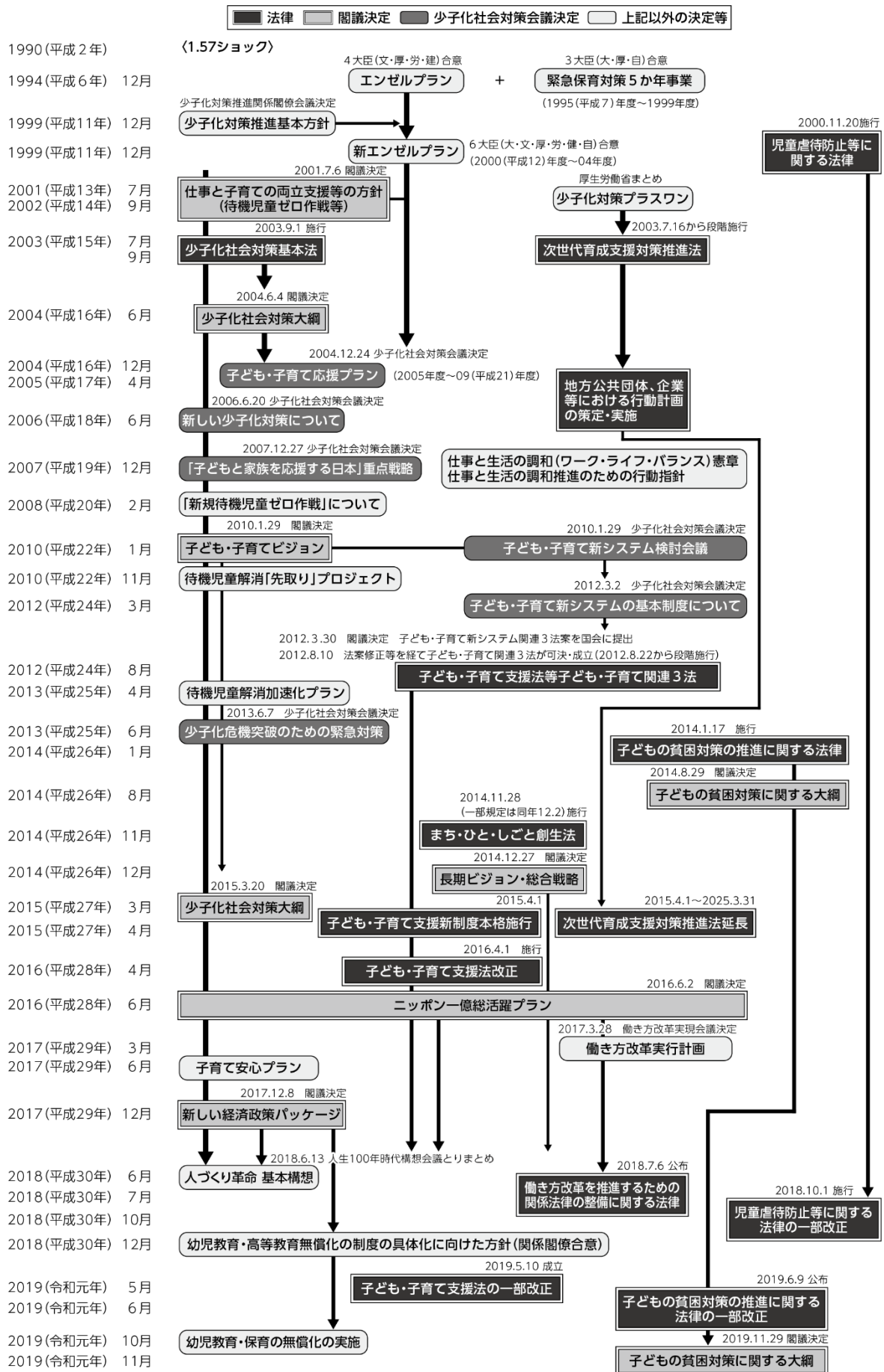
国は、平成22年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」を閣議決定しました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。

平成24年3月、「子ども・子育て新システム関連法案」が閣議決定され、その財源となる消費税増税法案とともに国会に提出され、社会保障・税一体改革関連法案として一括審議されました。そして、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。

さらに、平成28年2月に「子育て安心プラン」を公表するとともに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、令和元年10月より利用者負担を無償化する等の措置が開始されました。これらにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策が推進されました。



＜少子化対策・子育て支援施策の動向＞





\*\*\*\*\*

### (3) 扶桑町の取組

扶桑町（以下「本町」という。）では、次世代育成支援対策推進法に基づく「扶桑町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成16年度に策定し、一時保育、病児・病後児保育の実施、延長保育の充実など、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「扶桑町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援センターを中心に育児サークルへの活動支援や情報提供の充実など住民主体の取組を支援してきました。そして、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」に基づき、第一期にあたる、扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、各子育て支援事業のさらなる充実を図り、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざしてきました。その主な取組として、平成30年4月より子育て世代包括支援センターをオープンし、妊娠期から18歳までのすべての子育て家庭の子育てに関する悩みや困りごとの相談に切れ目なく応じる体制を整えました。また、本町内の4つの小学校敷地内に放課後児童クラブ館を併設し、平成31年4月1日より開館しました。さらに小学4年生までとされていた利用対象者を小学6年生まで拡大し、より多くの児童が利用できる事業体制にしました。

また、扶桑町次世代育成支援地域協議会に引き続き、第一期計画策定より「扶桑町子ども・子育て会議」を設置し、事業の進捗状況の点検、評価を行い、地域社会全体による子ども・子育て支援を推進・検討してきました。

### (4) 扶桑町子ども・子育て会議設置

国は、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました（子ども・子育て支援法第72条）。

本町においても、子ども・子育て支援法第77条に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「扶桑町子ども・子育て会議」を設置しました。

教育・保育施設の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議において検討していきます。

### (5) 扶桑町子ども・子育て支援事業計画の策定

こうした背景のもと、本町において、教育・保育の提供体制の確保と地域子育て支援事業の円滑な実施を総合的かつ計画的に行うために、第一期計画に引き続き、第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

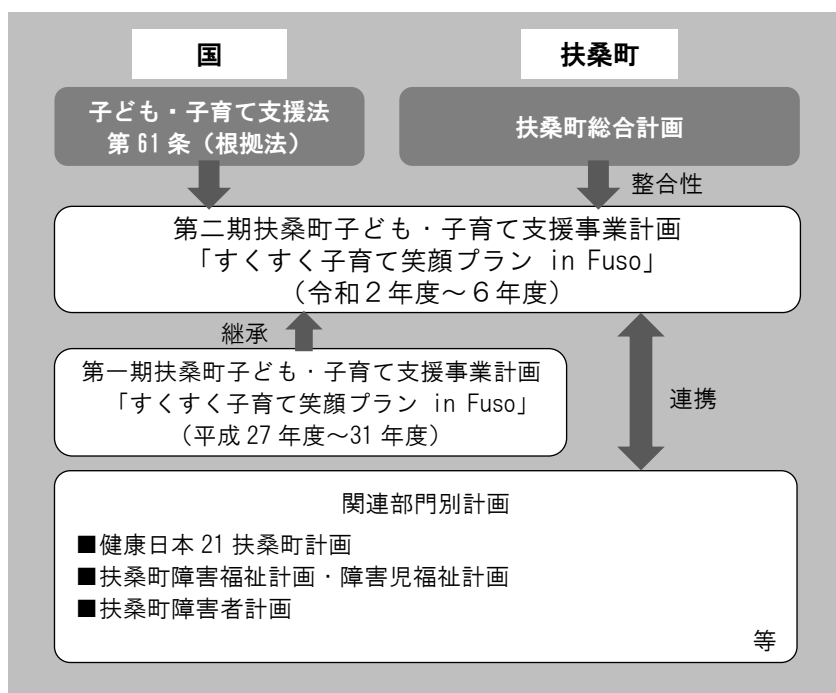
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定します。また、国より平成12年11月に施行された「児童虐待防止等に関する法律」や、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などを踏まえ策定します。

さらに、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係るさまざまな分野の施策を総合的・一体的に進めるために、本町の既存計画との整合性を図りながら推進します。

### (2) 他計画との関係

本計画は、「扶桑町総合計画」はもとより、「扶桑町障害者計画」「扶桑町障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康日本21扶桑町計画」などの本町の関連計画との調整を図りつつ策定し推進します。



\*\*\*\*\*

### 3 計画の期間

本計画の期間は、第一期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

<計画期間>

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和 元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第一期子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画（本計画）				
		中間 見直し		策定			中間 見直し		策定

### 4 計画の策定体制とニーズの把握

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係機関または関係団体の者等で構成する「扶桑町子ども・子育て会議」において、審議しました。

#### (2) ニーズ調査の実施

本計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施しました。なお、この調査の調査項目については、国の示す調査票案をもとに、本町の現状を把握する上で必要と思われる独自項目を追加し作成しました。

## 5 制度改正等のポイント

### (1) 子ども・子育て支援法等の改正

子ども・子育て支援法等の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消をめざした新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大等の事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消をめざすこと。

### (2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。

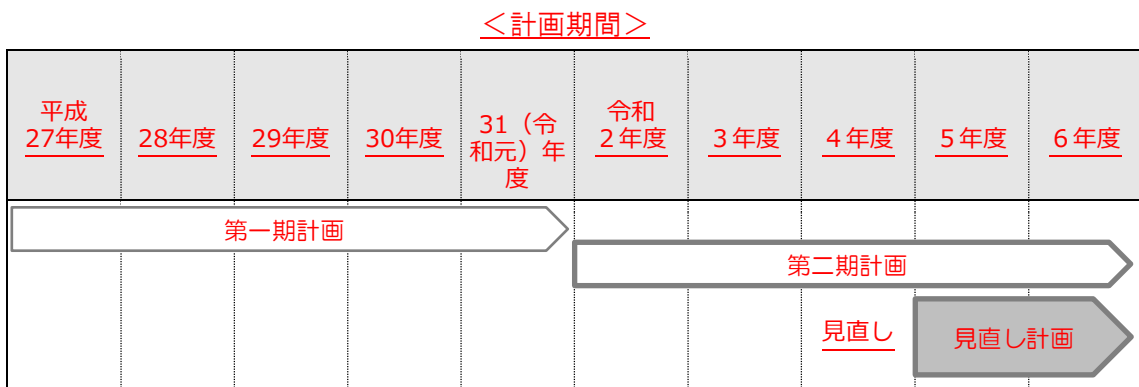
\*\*\*\*\*

## 6 中間見直しについて

### (1) 見直しの趣旨

第二期計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、国の基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）において、量の見込みと実績値が大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて、見直しを行うこととされています。

本町では、①第二期計画の策定時において令和3年度完成予定であった「扶桑町児童センター ひまわり」の開館が令和5年4月になったこと、②保護者の子育てと就労の両立を支援するため令和4年度から休日（祝日）保育を開始したこと、③新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により子ども・子育て支援をめぐる状況が変化してきていることなどを勘案して、第二期計画の中間年にあたる令和4年度に、国の基本指針を参考にしながら、令和5年度と令和6年度の計画について見直しを行いました。



### (2) こども家庭庁設置法、こども基本法の施行に伴う制度の方向性

令和4年6月、「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」という3つの法律が成立し、令和5年4月には一元的にこども政策を担うこども家庭庁が設置されます。

こうした動向は、当然、本町における教育・保育の提供体制の確保と地域子育て支援事業の実施について定めた第二期計画の内容にも影響を及ぼすことは確実ですが、今回の見直しは国の基本指針に沿って行うものであり、こども家庭庁設置法、こども基本法等の施行に関連する内容については、次期プラン（令和7～11年度）に盛り込むこととします。

### **(3) 中間見直しの考え方・方法**

中間年の見直しについて、厚生労働省から考え方が示されています（令和4年3月18日事務連絡）。

- ▶ 「教育・保育」の量の見込みにおいて、支給認定区分ごとの実績値（令和3年4月1日時点）が、計画値よりも10%以上の乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行う。
- ▶ 「地域子ども・子育て支援事業」は、「教育・保育」の見直し及び提供体制の確保の内容変更に合わせて必要に応じて見直しを行う。
- ▶ ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、令和5年度以降の見直しとしても差し支えない。

この考え方を受けて、本町では見直しを次のとおり行います。

- ▶ 休日（祝日）保育の実施、児童センターの開館、放課後児童クラブの充実、町組織体制の変更など第二期計画策定以降に行われた「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に係る提供体制の整備に対応して各種施策の展開の見直しを行う。
- ▶ 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」において、令和3・4年度の実績値と計画策定時の量の見込みの間に若干の乖離はあるが、今後のサービスの提供に影響はないため、事業の量の見込みについては見直しを行わない（確保方策の変更に伴う供給量に見直しは除く）。

今後、第三期計画（令和6年度策定予定）の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や本町の子育て施策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行います。



## 第2章

# 扶桑町の子ども・子育てを 取り巻く現状と課題

《略》







## 第3章

# 計画の基本的な考え方

**第3章に変更はありませんが、  
本町の子ども・子育て支援事業を進めるうえでの  
根幹となる内容であるため、掲載します。**



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

扶桑町次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念である「あしたの子どもを育てる輪と和」は、人と人とのつながりを通じて、子どもがのびのびと育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざすものでした。

本計画の基本理念は、これらの精神を前提とした第一期計画における住民同士、住民と行政の協働による、より良い子育て環境の実現をめざした基本理念を継承し、これまでの取組をさらに強化・充実することをめざし、次のとおりとします。

#### 基本理念

#### みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、ほとんどの保護者が、子どもの存在によって自分たちの人生が豊かになっていると感じていることがわかりました。子どもの笑顔は、親や家庭のみならず地域社会全体を明るく照らす光です。

扶桑町には、長年、守り育んできた自然や文化・伝統があり、あたたかい人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育った子どもたちの笑顔を見守り、育んでいくのは地域社会の役目です。

子ども・子育てをめぐるさまざまな問題や課題は、地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識のもと、行政、学校、事業者、地域住民が、子どもたちが健やかに心豊かに育ち、子どもの笑い声が聞こえるまちとなるよう、子ども・子育て支援について協働で取り組んでいきます。

## 2 基本方針

### (1) 子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境整備

「父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、親が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子ども・子育て支援を推進します。

### (2) 子どもの最善の利益の実現

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、サービスの推進を図る必要があります。

### (3) 多様なニーズへの対応

子ども・子育て支援に関するニーズ調査から、サービスについての拡充、改善などさまざまな要望が出されています。ニーズに対応したサービスの充実を図る必要があります。

### (4) すべての子育て家庭への支援

共働き家庭への子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化への対応を含め、子育てをしている家庭への支援は非常に重要です。入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談、情報交換や交流、仲間づくりができる場所の提供、一時預かりなどが求められています。また、ひとり親家庭や核家族が増えており、家族の団欒も少なくなっています。そのため、孤立した子育て環境から自立した子育てが困難となり、子どもに対する虐待や、子どもの貧困に繋がることも少なくはありません。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようサービスの充実をめざしていく必要があります。

### (5) 地域福祉の推進

地域の人々が子どもの活動支援や見守りに参加し、地域コミュニティの中で子どもが育まれることは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。放課後子ども教室など子どもの育ちを支える地域活動、子どもの見守り、ファミリー・サポート・センターなど、地域住民、ボランティア、NPO法人、学校などが協働して取り組んでいく必要があります。

### (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性もともに子育てに向き合えるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることが必要です。



## (7) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット(指標)が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本町では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念とする扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」のめざすべき姿にも当てはまるものです。そのため、本計画の4つの基本目標における施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、行政、学校、事業者、地域住民など地域社会全体で協働し、子どもの最善の利益が実現される社会をめざします。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標





### 3 基本目標

基本理念の「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」をめざし、次の基本目標を掲げ施策を推進していきます。

#### 基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の確保に努めます。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

<施策の方向性>

- 親子の健康の確保と増進
- 食育の推進
- 小児医療等の体制の確保
- 思春期の保健対策の充実



#### 基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。すべての親が喜びを感じながら、安心して子育てができるよう、幼児期における教育・保育の充実と、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、育児不安の軽減、子どもに対する虐待の防止、子どもの貧困など担当課による単独解決が困難な問題においては、関係機関との連携を強化し施策を推進していきます。さらに、住民一人ひとりがより豊かな人生をめざし、仕事と生活の調和を意識して働き方を見つめ直せる気運を高めていきます。

<施策の方向性>

- 幼児期の教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 支援を要する子どもへの対応
- 仕事と生活の調和
- 子どもと家族の人権を守るための支援





### 基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり

家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、子どもの想像力や豊かな人間性が育まれます。これからの本町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの視点に立ったまちづくりをめざします。

<施策の方向性>

- 子どもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成



### 基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり

外で遊ぶ子どもの声は、地域を活気づかせます。子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安心して快適に暮らせる生活環境を、地域住民と行政の協働により築いていきます。

<施策の方向性>

- 子どもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備



# 4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

